

公益財団法人地球環境センター

2025 年度事業計画

1. 基本的考え方

公益財団法人地球環境センター(GEC)は設立以降、我が国に蓄積された豊富な環境保全に関する知識と経験を活用し、国際連合環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)への活動支援とともに開発途上国における環境保全や地球温暖化対策に取り組んでおり、引き続きこれらの事業を積極的に推進する。また、「持続可能な開発のための目標」(SDGs)達成や、「パリ協定」に基づく地球規模での温室効果ガス削減に向け積極的に貢献する。

まず、UNEP-IETC の支援として、その重点活動分野である「廃棄物管理」における環境上適正な技術の開発途上国等への適用、移転等を支援するとともに、UNEP-IETC が展開する国際的な環境協力や地球環境保全の重要性について、広報や普及啓発活動などに大阪市と共に取り組む。また、持続可能な社会の実現を目指し、企業や大学、自治体等ステークホルダーとの連携を進め、プラスチック汚染対策の取組や 2025 年大阪・関西万博における世界へのメッセージの発信等の取組みを推進するとともに、開発途上国における社会的課題解決を目指す各種プロジェクトの支援などを行う。

次に、環境管理や環境技術に関する国際協力を推進するとともに、「関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai)」を活用するなど、大阪・関西が保有する優れた環境・省エネルギー技術の海外展開を支援し、開発途上国での地域環境改善等に資する活動を展開する。

地球温暖化対策に関しては、昨年 6 月に地球温暖化対策法が改正され、パートナー国との調整等を踏まえた JCM クレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手續等が規定された。また、現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施している JCM 運營業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCM クレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度が創設された。GEC はこれまで、JCM に登録するプロジェクトを資金支援するための JCM 設備補助事業や個別プロジェクトの MRV 支援を実施してきた実績を踏まえ、指定実施機関の指定の申請を行い、指定された場合には、4 月から指定法人の活動を開始する。また、引き続き、JCM 設備補助事業の執行団体を務めるとともに、来年度から開始されるシナジー型 JCM 創出事業の執行団体を務めるなど、我が国が推し進めている地球温暖化対策に一層貢献するとともに、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に寄与する事業を積極的に展開していく。

さらに、環境管理技術等に係る開発途上国の能力開発・人材育成について、独立行政法人国際協力機構(JICA)の課題別研修制度などに引き続き取り組み、国際的な人的ネットワークの構築を推進する。

GEC は今後とも関係機関との強固な連携・協力のもと、専門的な知識・経験、国内外のネットワークを活用し、開発途上国等への国際環境協力活動を推進することにより、国際的な視野に立って、持続可能な社会と脱炭素社会の実現を目指した活動を進める。各種事業の実施にあたっては、GEC を取り巻く社会環境情勢を十分勘案し、効果的・効率的な事業運営を進めるとともに、国や関係機関などと連携し外部資金の積極的な導入活用に引き続き努めるなど GEC の使命を確実に果たすための取り組みを推進するものとする。

2. 各事業の概要

(1) 開発途上国への技術的支援等の国際協力

1) UNEP-IETC 連携事業(大阪市受託事業)(公1事業)【継】

GEC の持つ環境専門知識、国内外の国際機関、政府機関等との人的ネットワーク、涉外スキルと国際会議の豊富な経験を活かしつつ、UNEP-IETC と大阪市の協働により次の事業を実施する。

- 環境分野での海外協力及び連携に係る支援
- 国際ワークショップの実施
- UNEP-IETC の広報支援
- UNEP サステナビリティアクション支援のための会議及びイベントの実施

2) UNEP プログラム支援業務(UNEP 受託事業)(公1事業)【継】

UNEP が実施・開催するプラスチック汚染対策条約を見据えたスタディプログラム等の運営等支援業務を行う。

3) UNEP 事業展開支援業務(公1事業)【継】

- UNEP-IETC への事業展開の支援体制と事業計画
UNEP の活動計画(2023～2025)ならびに GEC「プラスチック汚染対策基本戦略案」(2022 年度)に基づき、東南アジアを中心とした開発途上国における社会的課題解決を目指し、UNEP パートナーや UNEP サステナビリティアクションチーム等連携企業や大学が参画できる事業の構築を推進するため、その支援体制と事業計画の作成ならびに事業展開の支援を行う。
- 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催における各種事業の推進
2025 年大阪・関西万博テーマウィークでのプログラム協賛により、万博を機にプラスチック汚染対策等に関する UNEP 本部からの世界に向けてのメッセージの発信をはじめ、大阪大学と関西経済3団体により発足した「いのち会議」や公益社団法人ガールスカウト日本連盟など、連携するステークホルダーとともに、世界に向けて GEC の活動発信ならびにプレゼンス向上等を図る。

4) 脱炭素社会実現のための都市間連携事業(環境省受託事業)(公3事業)【新】

自治体及び途上国のパートナー都市と連携し、脱炭素社会形成に関する案件の発掘・形成調査や、制度構築支援、人材育成などの協力事業をパッケージで展開する。

5) 水環境ビジネス推進のための調査・コーディネート業務(滋賀県受託事業)(公3事業)【継】

しが水環境ビジネス推進フォーラム(事務局:滋賀県)の活動を推進するため、フォーラム会員の海外展開支援のための事業を実施する。

- アジア地域等の関係者とフォーラム会員等とのマッチング支援
- 海外プロジェクトチーム組成支援
- セミナーの開催、国内展示会の出展

6) 日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び共同研究推進・広報等業務(公3事業)【継】

日中韓三カ国環境大臣会合の取組の一環として、TEMM26 本会合等の支援を行う。

7) Team E-Kansai 事務局業務(公3事業)【継】

「関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai)」の事務局として、幹事会・総会の開催、メールマガジン配信、コーディネーターレポート配信やウェブサイト管理等の業務を行う。

8) グローバルサウス未来志向型共創等事業(ASEAN におけるマスタープラン策定等調査事業)(経済産業省委託事業)(公3事業)【新】

相手国の実態やニーズに応えつつ、日本企業の優れた技術・ノウハウを活かしたインフラ等の海外展開を促進するため、カーボンニュートラルを志向した都市形成のマスタープランを策定し、波及性・公益性、先進性が高く、政策的意義が高い事業を実施する。

(2) 地球温暖化対策への貢献

1) 令和7年度 JCM 指定実施機関業務(公2事業)【新】

2024 年 6 月に地球温暖化対策法が改正され、JCM が法律上位置づけられるとともに、JCM に関する事務を政府が指定する法人(指定実施機関)に委任して実施することとなった。指定実施機関に申請し、指定された場合は、指定実施機関業務として以下を実施する。

① JCM パートナー国・新規パートナー国候補との調整等

○ パートナー国・新規パートナー国候補の権限ある当局との調整及び事業者への通知

- ・ 改正法に基づき、JCM クレジットの獲得を目指して、合同委員会における事業概要書(PIN)の承認、JCM 方法論の承認、第三者機関(TPE)の指定、国際温室効果ガス排出削減等協力事業(以下「JCMプロジェクト」という。)の登録、JCM クレジットの発行、クレジット配分を踏まえた我が国登録簿へのクレジット発行等の決定が円滑に採択されるよう、パートナー国の権限ある当局の実務者や意思決定者等と調整を行う。また、協議の結果、当該パートナー国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該 JCM プロジェクトを実施しようとする者に通知する。
- ・ 新規パートナー国候補について、関係省庁と連携して新規パートナー国候補との JCM 構築の協議を行う。

○ 合同委員会事務局の運営

- ・ JCM の合同委員会の事務局として、合同委員会の開催に向けた調整、資料の準備、必要な情報の公表等の業務を実施する。
- ・ その他 JCM 合同委員会事務局の対応として必要な各種手続及びプロセス管理、規則類の作成・レビュー、方法論の管理等の業務を実施する。

② 国際協力排出削減量口座簿(JCM 登録簿)の運営

- ・ JCM を運用する上で、既に発行されたクレジットや今後発行されるクレジットの管理等に必要な JCM 登録簿の運用・保守を行う。
- ・ JCM 登録簿におけるクレジット発行申請書に基づく JCM クレジットの発行、政府保有口座の開設、法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人への必要事項の通知、法人等保有口座名義人の法人名や所在地等の変更、法人等保有口座名義人

の求めに応じた振替(応じない場合の対応を含む。)、記録事項の証明、手数料の管理、その他 JCM 登録簿の運用・保守等に必要の手続(ID・パスワードの再発行等)を行う。

③ 認定検証機関(第三者機関(TPE))の認定

- ・ 認定検証機関の認定・休廃止の申請を受け付け、内容を精査し、認定・休廃止を行う。
- ・ 認定検証機関の要件を確認し、必要な場合には認定取消しを行う。

④ 効率的なプロジェクト実施のための手続支援等(下記のうち全部又は一部)

- ・ JCM プロジェクトの円滑な実施を支援するため、事業概要書(PIN)、方法論、事業設計書(PDD)及びモニタリングレポート等の作成支援並びに JCM クレジットの発行申請のための支援を行う。
- ・ 効率的なプロジェクト実施に向けたプロセスの合理化等の検討やパートナー国等との密なコミュニケーションに資する取組を行う。

⑤ プロジェクト管理プラットフォームの管理(下記のうち全部又は一部)

- ・ 各パートナー国における(イ)JCM 制度の整備・活用状況、(ロ)パイプラインの進行状況、(ハ)要対応事項、を一元管理するためのプロジェクト管理プラットフォームを構築及び管理する。

⑥ 情報発信ウェブサイトの管理(下記のうち全部又は一部)

- ・ JCM の規則類やプロジェクト等に関する情報を発信するためのウェブサイトと、我が国 JCM 登録簿システムを一元的に、管理・保守・運用(情報更新)する。
- ・ JCM に関する情報の整理及び関係者等への共有を行う。

⑦ JCM の案件形成に関する取組(ソーシング)(下記のうち全部又は一部)

- ・ 案件形成に向け、説明会の開催、個別相談の対応等を通じた企業等への働きかけを行う。

2) JCM 設備補助事業

環境省が実施する各年度開始の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業)」の交付を受けて JCM 設備補助事業を実施する。

① 令和7年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)(公3事業)【新】

本補助事業期間は、2025 年度から 2027 年度の 3 カ年である。

その初年度である 2025 年度には、民間事業者からのプロジェクト補助案件(間接補助事業)の公募、採択審査、交付申請審査、交付決定、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

② 令和6年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2024 年度から 2026 年度の 3 カ年である。

その2年度目である 2025 年度には、民間事業者が実施する設備補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

③ 令和5年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2023 年度から 2025 年度の 3 カ年である。

その 3 年度目である 2025 年度には、民間事業者が実施する設備補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

④ 令和 4 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2022 年度から 2024 年度の 3 カ年であるが、3 カ年で完了せず繰越となった案件に関し、4 年目である 2025 年度に継続して、民間事業者が実施する設備補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

⑤ 令和 3 年度 JCM 設備補助事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2021 年度から 2023 年度の 3 カ年であるが、3 カ年で完了せず繰越となった案件に関し、5 年目である 2025 年度に継続して、民間事業者が実施する設備補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

3) コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業

環境省が実施する各年度開始の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業)の交付を受けて「コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業」を実施している。

① 令和 4 年度コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2022 年度から 2023 年度の 2 カ年であるが、2 カ年で完了せず繰越となった案件に関し、その 4 年目である 2025 年度に継続して、民間事業者が実施する実証プロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

② 令和 3 年度コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2021 年度から 2023 年度の 3 カ年であるが、3 カ年で完了せず繰越となった案件に関し、その 5 年目である 2025 年度に継続して、民間事業者が実施する実証プロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

4) 水素製造・利活用第三国連携事業

環境省が実施する「令和 4 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業)の交付を受けて水素製造・利活用第三国連携事業を実施している。

① 令和 4 年度水素製造・利活用第三国連携事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2022 年度から 2023 年度の 2 カ年であるが、2 カ年で完了せず繰越となった案件に関し、4 年目である 2025 年度に継続して、民間事業者が実施する実証プロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

5) 水素等新技术導入事業

環境省が実施する各年度開始の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(水素等新技术導入事業)」の交付を受けて実施している。

① 令和6年度水素等新技术導入事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2024年度から2026年度の3カ年である。

その2年度目である2025年度には、民間事業者からのプロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

② 令和5年度水素等新技术導入事業(環境省補助事業)(公3事業)【継】

本補助事業期間は、2023年度から2025年度の3カ年である。

その3年度目である2025年度には、民間事業者が実施する実証プロジェクト補助案件(交付決定した間接補助事業)の進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

6) シナジー型JCM創出事業(公3事業)【新】

環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(シナジー型JCM創出事業)」の交付を受けて実施する。

2025年度には、民間事業者からのプロジェクト補助案件(間接補助事業)の公募、採択審査、交付申請審査、交付決定、進捗管理、補助金使用管理事務等を実施する。

7) 途上国及び都市の脱炭素化に向けた国際機関等との連携支援委託業務(環境省委託事業)(公3事業)【継】

二国間クレジット制度日本基金(JFJCM)のプロジェクトに関する環境省の審査に対する支援を行う。

8) 環境インフラ海外展開プラットフォームの運営・管理等業務(公3事業)【継】

環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)ウェブサイトにおける技術リストにおける新規案件の確認とリスト更新、海外展開を後押しする支援情報の提案、およびJPRSI相談窓口の技術的なバックアップを行う。

(3) 環境技術等に関する研修

1) 国際協力機構(JICA)課題別研修事業(公3事業)【継】

JICA 研修(廃棄物管理実務)

- 途上国の行政担当官を対象に、廃棄物処理概論、一般・産業廃棄物処理等に関する講義を行うとともに、行政としての3Rの取り入れ経過及び手法、衛生埋立方式や処分場の計画・設計などの演習及び廃棄物処理に関する知識を習得し、リサイクル施設、ごみ焼却工場、処分地などの見学を行う。
- JICA 研修修了生による海外研修員ネットワークの帰国後の情報交換、フォローアップなどを行い、途上国のニーズを的確に把握することにより途上国における効果的な人材育成に役立てる。

注) 【新】:新規事業、【継】:継続事業